

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 磯部 和春

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4QHU10200010	4RRX1C30001 0001		3				
品名 または 件名							
プロパンガス							
部品番号 または 規格							
い号							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
4,886.00	M3						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
日本原駐業				業務隊補給科 前田1曹 (657)			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
日本原駐屯地				令和6年4月1日 (月) ~ 令和7年3月31日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班窓口

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年3月11日 (月) 13時30分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

ア 基本契約条項

物品売買契約条項

イ 特約条項

(ア) 談合等の不正防止に関する特約条項

(イ) 暴力団排除に関する特約条項

(2) その他

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、「物品の販売」の登録格付「D」級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金は免除（但し、契約者が契約の適切な履行をしない場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を違約金として徴収する。）

3 入札の無効

- (1) 第 1 項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAX による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 入札書の提出

郵便による入札については、令和 6 年 3 月 11 日（月）13 時 30 分必着とする。その際、封筒には「入札件名」及び「入札執行日時」を明記して下さい。また、事前に郵便による入札の申し出を会計隊契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をして下さい。

5 落札決定方式

- (1) 単価決定。
- (2) 落札決定については、各品目の予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の 10% に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

7 その他

(1) 契約の成立時期については契約書に双方が記名押印したときとする。

(2) 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。」

「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

(3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状（様式任意）を提出すること。

(4) 市場価格調査（様式任意）へのご協力をお願いします。令和6年3月8日（金）12時00分までに提出して下さい。（FAX可）

(5) 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。

(6) 入札に参加を希望する場合は、下記本項第7号入札及び契約に関する問い合わせ先に電話にて連絡すること。

(7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒708-1325

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班 （担当：折口）

TEL0868-36-5151（内線346） FAX0868-36-2198（直通）

(9) 規格・仕様書に関する問い合わせ先

〒708-1325

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地 業務隊補給科 （担当：前田）

TEL0868-36-5151（内線657）

8 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所：日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊、

中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	3	承 認 年 月 日	R 6 . 1 . 2 3
調 達 要 求 番 号	4RRX1C30001	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務
品 名	プロパンガス	作 成 年 月 日	R 6 . 1 . 2 3
規 格	い号	予 定 数 量	4 8 8 6 m ³

1 一般事項

- (1) 仕様書は、陸上自衛隊日本原駐屯地のプロパンガスについて定める。
- (2) 本仕様書に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は請負業の負担において実施する。
- (3) 本件に伴う駐屯地への出入り、その他制限事項は監督官より指示する。
- (4) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合、または施設等を破損した場合で、その原因が本件に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (5) 本件に係る提出書類等は、監督官から指示された様式により作成及び提出する。

2 特記事項

- (1) 提出資料
 - ア 毎月、各施設（炊事用、本部隊舎、北隊舎、南隊舎、外来宿舎、体育館、消防隊）のガス使用量（別図参照）
 - イ 検針の実施については、監督官等との調整による。
 - ウ その他細部は監督官等と調整して決定する。
- (2) 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）の1年間とする。
- (3) 供給設備（ガスメータ、ガス調整器、その他関係する物品）は業者負担とし、各点検及び維持管理は確実に実施する。
- (4) 不明な点については、契約担当官と協議するものとする。

プロパンガスボンベ・メーター場所

